

〔資料の過不足〕についての一考察

渡 辺 弘

1. 序

筆者はこの1年間主として〔国際連盟に於けるポール・ヴァレリイの役割〕の資料蒐集、及び所属する学会の分担として現代政治史に関する諸文献の蒐集を心掛けてきたが、諸機関、諸先輩及び朋友の心からなる力添えにもかかわらず、必ずしも順調とはいえないどころか、むしろそれは挫折の連続であった事を告白しなければならない。特に前者の如きは国際連盟のなかの数ある委員会中、知的委員会に属する資料にいたっては資料不足のため困難を極めるもので、いまだに手のほどこしようもなく放棄を余儀なくされている状態である。ところがそれに反して、近代政治史の全般的な視野に関する資料の蒐集作業の中では、むしろ資料過多の現象があり、事実の確認に混乱をきたしていることも併せて告白しなければならない。同じ現代政治史の文献資料の蒐集について、まったく相反する現象に逢遇し、その解釈をいかに考えてゆくかについて日頃直接身に感じている考を述べてみたいと思う。

2. 政治史研究に於ける文献資料の利用について

上述の如く、ヴァレリイの文学的ないしは哲学的、芸術的資料は多くの資料に恵まれて、それは汗牛充棟の観があるが、それらの思想が凝結して発散し、具体的な政治活動に移行してゆく段階はヴァレリイ研究に対して決して黙過し得ない過程である。現にヴァレリイの全集には、その国際連盟の知的委員会に

於ける講演と書簡の四篇が収録されており、それらはいずれも例外なく佳篇にして、われわれの黙過しえないものである。この研究に対して各方面のご協力をわずらはせはしたが、なかなづくヴァレリイ研究の權威、佐藤正彰教授も同じテーマの研究について、その資料の不足と、研究の過程における挫折のいきさつとを憤られ、私のアプローチに対して常に激励と指導を賜わってきたものの、私も先生と全く同じ苦境に立たされ、一年後の今日にいたり、あるいは挫折をするやも知れない現実を前にして、ただ果然とし、あるいは歯ぎしりをする苦しみを味わいつつある。

後者、1919～1945年間に於けるイギリスの政治史については、これは周知の如く両大戦間の資料に属するのであるが、比較的研究諸機関の文献蒐集の作業に従事し驚いた事は、その文献資料は実に尨大なるものがあり、それだけならまだしも、その資料の解釈が実に多種多岐に及び、主観的なものはまだしも、全く信憑性の欠如せるもの、明らかに誤謬と指摘されるものなどが氾濫し、史実の確定にただとまどうばかりである。

本稿では前者のヴァレリイの資料に関する問題は一応、後日にゆずる事にして、現代政治史についてこの氾濫せる文献資料をいかに考えるかについて意見を述べてみたい。

いままでにも、現代政治史のみならず、広汎な現代史研究にとって新しい史料学の必要性が力説されてきた。それらは主として〔確實〕なる資料考証を踏まえて、その上に古代、中世史を構築してきた古代史及び中世史専攻の学者群から発せられた主張であるが、我々もまた、ややもすれば現代史がよい加減な資料を駆使して解釈されがちである非を卒直に認めて、彼等の底意とでも称すべき（現代史はもっと正確な記述をしなければならない。）という一種の優越感をいかに受け止めるかは別として謙虚に反省しなければならない問題がある。私は現代政治史の資料蒐集の作業に従事しながら痛切に感じた事であるが、たしかに、国際的にみても、現代史はしばしばジャーナリストによって叩かれ、未決定を決定させる事実であるかの如く誤記するなど、反省すべき多くの問題を残しているようである。

しかし、此の件について次のような二点が考えられる。

第一点。古代、中世史と現代史の資料の多寡と、それと伴って生ずる相対性の問題。

古代、中世史の場合、彼等の称する〔確實〕な資料とは、現代史のそれと比較すると、例外なく資料が乏しく、その上新しい資料が発掘、発見される可能性が極めて稀であるという意味あいにおいて、そこに決定づけられる〔確實〕という意味は、その乏しい資料の間における相対的な確實性にすぎない場合が少なくないことである。これに反し現代史の場合は逆に資料過多が禍いとなって事実の確定を困難にしているのは明白である。しかし此の両者を比較してみると、いずれが客観性をもった意味での正確さを決定づけうるか、速断か決して許されない。私はむしろ資料過多の渦中にゆすぶられながら右往左往している現状にいたずらな悲鳴をあげる前に、もしわれわれがその資料の活用の仕方次第によっては、相対性から考えてみた場合、つまり、果してどちらが資料が多いか、またどちらが正確な記述を可能ならしめるかを相対性の問題から考えると解答は明白であり、希望的である。E・H・カーも〔歴史とは何か〕の中で評論しているので敢て繰返す必要を認めない。古代、中世史学者の前述の優越感の中には、錯覚とさえ感じられるものが指摘されるのである。

第二点。歴史と資料の関係と一概にいても資料の具体的な内容それ自体のなかにも歴史の変遷がある事である。つまり、歴史と資料との関係における歴史性の問題である。中世史における資料の内容と、現代史における資料とでは、その内容が異なるし、同じ現代史とよばれる時代区分に属していても、第二次大戦を境にしてその前後では資料の質が全然異っている。このことはこのたびの作業を通じて特にその認識を深めずにはおれなかった。このことを抜きに考えても、古代、中世史と同じ資料観に立って現代史を論ずることは片手落ちといわざるをえない。卑近な例を挙げてみよう。ニュールンベルグ裁判、東京裁判の有動性などは、その間の事情を説明するに効果的である。ある法制史家の立場からすれば、たしかにそれらの裁判記録などは一方的、主観的なもので、史料としての価値を否定するかも知れない。近代的裁判記録のない時代を取扱

っている法制史家であるなら、その発想は当然かも知れない。また裁判の記録の不完全さも否定できないであろう。（それゆえ、裁判には二審制、三審制がとられているのだが。）しかし、われわれ現代政治史の資料を蒐集しているものにとっては、ニュールンベルグ裁判も、東京裁判の資料も限定づきであるにしても、貴重にして不可欠な政治史料でなくてはならない。それらがあるとなしでは雲泥の差である。問題はこれを利用する政治学者（史家）の史眠とでも称すべきものにあるのであって、限界性のある材料の中からいかに貴重な資料を選別してゆくかにかかっている。このことは勿論当然の理であって、今更、喋々の必要な観があるかも知れないが、ドイツ政治史学者の間で、ニュールンベルグ裁判の記録を有効に使用する学者が極めて少いということを知り及んで、やはり当然なことを改めて指摘しておく必要があると思われる。くどいようだが裁判記録の有動性は、裁判の歴史的発展と密接にして不則不離の状態にあり、裁判の近代化に伴い、記録保存の方法の発展に従い、益々重要度を加えるのである。歴史性という廻りくどい言い方をした理由の一部が以上でほぼ理解してもらえたと思う。この意味に於てこそ現代政治史におけるいわば（新史料）蒐集法という場合、それは歴史の展開、記録保存技術の進歩、調査方法の新発見とともに生れる（新しさ）にこそ意味があるのである。ところで特にここでは現代史のなかでも戦後史を例にとってもそれが問題となるが、第二次大戦後既に二十年という Perspective を狭んだ上で現代を考察すれば、戦後史などは政治史歴史の対象にならぬなどとなおざりに付すことが許されないのは当然である。四十年後になって、（政治）史学者がさて戦後史を採りあげようとした場合、時既に遅しである。その時には新しい資料（史料）は散逸してしまっているであろうし、また怠慢ゆえに、新しい資料（史料）をつくりうるにもかかわらず、それが出来ないという破目に陥らないとも限らないからである。いまこそ新しい資料の意味と価値とを認識する必要があるのである。そしてそれらは一大学、一学究の規模に止まることなく、国家的な組織を持つ資料集成機関でなくてはならない。

現代政治史の資料蒐集過程で思わぬ障障にめぐりあい、身をもって感じたこ

とは極めて大ざっぱな意見ながら以上の通りである。具体的に両大戦間のイギリス政治史の文献資料紹介を前にして、一筆もって序文としたい。

（この小文はイギリス政治史に関する拙著の序文のため用意された未発表であったものである）